

## 介護保険給付に関するQ&A

### ◆共通

問1 施設入所日及び退所日等における居宅サービスの算定について。

○居宅サービス単位数表(訪問介護費から通所リハビリテーション費まで及び福祉用具貸与費に係る部分に限るに関する事項。)

介護老人保健施設及び介護療養型医療施設の退所(退院)日又は短期入所療養介護のサービス終了日(退所・退院日)については、訪問看護費、訪問リハビリテーション費、居宅療養管理指導費及び通所リハビリテーション費は算定できない。訪問介護等の福祉系サービスは別に算定できるが、施設サービスや短期入所サービスでも、機能訓練やリハビリテーションを行えることから、退所(退院)日に通所介護サービスを機械的に組み込むといった居宅サービス計画は適正でない。

また、入所(入院)当日であっても当該入所(入院)前に利用する訪問通所サービスは別に算定できる。ただし、入所(入院)前に通所介護又は通所リハビリテーションを機械的に組み込むといった居宅サービス計画は適正でない。

また、施設入所(入院)者が外泊又は介護保健施設若しくは経過的介護療養型医療施設の試行的退所を行っている場合には、外泊時又は試行的退所時に居宅サービスは算定できない。

○居宅サービス単位数表(短期入所生活介護費から特定施設入居者生活介護費に係る部分に限る。)及び施設サービス単位数表。

・入所等の日数の数え方について

(答)

① 短期入所、入所又は入院の日数については、原則として、入所等した日及び退所等した日の両方を含むものとする。

② ただし、同一敷地内における短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設又は介護保険施設(以下②及び③において「介護保険施設等」という。)の間で、又は隣接若しくは近接する敷地における介護保険施設等であって相互に職員の兼務や施設の共用等が行われているもの間で、利用者等が一の介護保険施設等から退所等をしたその日に他の介護保険施設等に入所等する場合については、入所等の日は含み、退所等の日は含まれない。したがって、例えば、短期入所生活介護の利用者がそのまま指定介護老人福祉施設に入所したような場合は、入所に切り替えた日については短期入所生活介護費は算定しない。

③ なお、介護保険施設等を退所等したその日に当該介護保険施設等と同一敷地内にある病院若しくは診療所の病床であって医療保険の診療報酬が適用されるもの(以下「医療保険適用病床」という。)又は当該介護保険施設等と隣接若しくは近接する敷地における病院若しくは診療所の医療保険適用病床であって当該介護保険施設等との間で相互に職員の兼務や施設の共用等が行われているもの(以下③において「同一敷地内等の医療保険適用病床」という。)に入院する場合(同一医療機関内の転棟の場合を含む。)は、介護保険施設等においては退所等の日は算定されず、また、同一敷地内等の医療保険適用病床を退院したその日に介護保険施設等に入所等する場合(同一医療機関内の転棟の場合を含む。)は、介護保険施設等においては入所等の日は算定されない。

④ 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27号。以下「通所介護費等の算定方法」という。)の適用に関する平均利用者数等の算定においては、入所等した日を含み、退所等した日は含まないものとする。

根拠

- 老企第36号第二-1-(3)
- 老企第40号第二-1-(2)

## 介護保険給付に関するQ&A

### ◆共通

問2 月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について。

(答) 厚生労働省事務連絡(平成30年3月30日)「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(確定版)」のI-介護報酬改定関係資料、資料9-月額包括報酬の日割り請求にかかる適用についてをWAMNET等で参照してください。

根拠	○厚生労働省事務連絡(平成30年3月30日)「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(確定版)」I-資料9
----	--

問3 医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について。

(答) 厚生労働省保医発0330第2号(平成30年3月30日)「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正についてを参照してください。

根拠	○厚生労働省保医発0330第2号(平成30年3月30日)「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について
----	---

問4 年度の途中で介護職員処遇改善加算を取得しようとする場合は、いつまでに提出するのか。

(答) 介護職員処遇改善加算を取得しようとする月の前々月の末日までに、都道府県知事等に届出る。地域密着型事業所は市へ届出る。

根拠	○介護保険最新情報 Vol.437-差替版-「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」・P9 ※加算算定対象サービス、加算非算定対象サービスについては上記資料のP13を参照
----	---